

○電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標

(令和七年三月三十一日経済産業省告示第三十八号)

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)第八条の九第二項の規定に基づき、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標(平成二十九年経済産業省告示第三十六号)の全部を次のように改正する。

電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標

1 この告示において「電源自立化」とは、再生可能エネルギー電気の市場取引等による供給を促進するための交付金その他の特別の措置が講じられない場合にあつても、市場取引等による売電収入、自家消費による便益、環境価値その他の再生可能エネルギー発電設備を用いて発電する事業の実施により得られる収入又は便益により当該事業の実施が可能となる水準まで、当該事業の実施に必要な費用が低減し、もって当該事業への新規投資が進展する状況をいう。

2 電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ各号に定める目標とする。

- 一 太陽光発電設備 令和十年に電源自立化を達成すること。
- 二 陸上風力発電設備 令和十二年に電源自立化を達成すること。
- 三 着床式洋上風力発電設備 令和十七年に電源自立化を達成すること。
- 四 浮体式洋上風力発電設備、水力発電設備(出力が三万キロワット未満のものに限る。)、地熱発電設備及びバイオマス発電設備 中長期的な電源自立化を達成すること。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。